

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月25日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 城本 正明

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 国立療養所沖縄愛楽園第2センター5寮解体及び6寮改修工事
- (2) 工事場所 沖縄県名護市字済井出1192番地
- (3) 工事内容 ・旧第2センター5寮解体工事 3,100 m²
・旧第2センター6寮改修(11居室分表装仕上げ更新)
- (4) 工 期 契約締結日 ～ 令和7年3月31日
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型(Ⅱ型))の工事である。
- (7) 本工事は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和05・06年度厚生労働省における(九州・沖縄地域)「建築一式」においてB又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州・沖縄地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基

づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（３）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- （５）平成２１年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち５００万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が６５点未満のものを除くこと。

医療・福祉施設の建物解体 600 ㎡及び改修工事 500 ㎡（同一工事でなくてよい）

- （６）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

（ア）一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士、一級建築士又は二級建築士の資格を有する者であること。

（イ）平成２１年度以降に、上記（５）に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち５００万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が６５点未満のものを除くこと。

（ウ）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（エ）監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に３ヶ月以上あること。

- （７）厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。

- （８）上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- （９）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- （１０）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

- （１１）沖縄県内に本店、支店、営業所が存在すること。

- （１２）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- （１３）経営の状況又は信頼度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- （１４）次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (15) 予令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (16) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (17) その他、競争参加資格に関する詳細は、入札説明書を参照のこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点30点を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 技術提案（簡易な施工計画）に関する事項
- (イ) 施工能力に関する事項
- (ウ) 企業の技術力に関する事項
- (エ) 技術者の能力に関する事項
- (オ) 地域精通度・地域貢献度に関する事項
- (カ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- (キ) 工事信頼度に関する事項
- (ク) 賃上げにかかる事項について

(3) 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目（評価指標）を評価し、

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格})\}$$

の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- (イ) 提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

- (4) 上記3(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課 施設管理係 上原 輝
電話 0980-52-8331 (内線 519)
メール uehara-hikaru.od8@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年12月25日(水)から令和7年1月24日(金)までの間、上記(1)の場所及び調達ポータルにおいて交付する。

なお、図面については、電子メールで送付するため、入札説明書において定める様式により上記期間内に申し出ること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和6年12月25日(水)から令和7年1月21日(火)17時までに電子調達システムにより提出すること。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には上記(1)の担当部署に持参すること。

なお、希望する場合は積算数量参考書を電子媒体にて交付する。

(4) 入札書の提出期限及び場所並びに提出方法

入札書は以下のいずれかにより提出すること。

- ア 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和7年1月28日(火)17時
- イ 紙により持参する場合は令和7年1月28日(火)17時までに上記(1)の場所に提出すること。なお、郵送による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

令和7年1月29日(水)13時30分 国立療養所沖縄愛楽園旧医局図書室

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除。ただし、公共工事履行保証証券(契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 入札の無効

ア 公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書及び資料に虚偽の

記載をした者の提出した入札書及び入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

ウ 支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 2 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記 1 (6) に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価点の最も高い者を落札者とする事がある。

(5) 配置予定監理技術者又は主任技術者の確認

落札者決定後、配置予定の監理技術者又は主任技術者を配置しない事実が確認された場合、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約書作成の要否 要

原則、契約書の締結は電子調達システムによる電子契約とする。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4 (1) に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (3) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3) により申請書及び資料を提出（上記 2 (3) に係る資料を除く。）することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。

※ 人権尊重への取り組み 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。